

大町市寝たきり老人等入浴サービス事業実施要綱

○大町市寝たきり老人等入浴サービス事業実施要綱

平成2年3月31日

告示第16号

改正 平成5年3月30日告示第19号

平成10年3月31日告示第24号

平成11年3月3日告示第20号

(目的)

第1 この要綱は、家庭の入浴設備では入浴が困難な重度の寝たきり老人等に対し、入浴の機会を提供することにより、在宅寝たきり老人等福祉の向上を図るため入浴サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2 事業の対象者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の者又は身体障害者手帳所持者で、常時介護を要し、家庭の入浴設備では入浴が困難なもの（以下「寝たきり老人等」という。）とする。

(申請)

第3 事業を受けようとする者は、大町市寝たきり老人等入浴サービス実施申請書（様式1号）を市長に提出するものとする。

(決定)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、事業の実施の必要性を審査し、速やかに実施の可否を決定し、福祉施設及び委託業者等に措置申請をするものとする。

2 市長は、事業実施後において必要と認めた場合は、診断書の提出を求めることができる。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、事業を受けることができない。

(1) 入浴することについて医師が不相当と認めた者

(2) 市長が入浴することが不相当と認めた者

(費用の負担)

第5 事業を受ける者は、別に定める負担金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、費用の負担を要しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者

(2) 前年分の所得税が非課税である世帯に属する者

(台帳の整備)

第6 市長は、大町市寝たきり老人等入浴サービス実施台帳を整備しておくものとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日告示第19号）

大町市寝たきり老人等入浴サービス事業実施要綱

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日告示第24号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月3日告示第20号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

大町市寝たきり老人等入浴サービス事業実施要綱

様式（省略）